



利用料金加算制度（市外・営利加算）の新設・運用変更について（お知らせ）



東大阪市では、市内の公共施設における運用のバラツキを統一し、公平性を担保することを目的として見直しを行いました。また、令和6年第3回定例会（9月議会）にて複数の施設条例が改正され、市外加算・営利加算が導入されました。その結果、令和7年4月1日以降に行う予約から一部の運用が変更となり、これまでの利用料金と変更となる場合があります。

利用者の方におかれましては、以下の変更点について、ご理解いただきますようお願いいたします。

変更点1

★市外加算・・・市内在学・在勤を除く市外在住者の方が利用される場合に対象となります。
(本体利用料金に5割が加算されます)

変更点2

★営利加算・・・利用主体別、利用内容別で一定の利用目的の場合に対象となります。
(本体利用料金に10割加算)

※営利加算の対象となる事例は裏面の通りです。

詳しくは、施設HPをご覧ください。施設までお問合せいただきますようお願いいたします。

★営利法人・個人事業主 … 企業・事業活動での利用をする場合、金銭の動きの有無にかかわらず、営利加算の対象となります。

- 「金銭の動き 有り」
- ① 来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合。
 - ② 出演者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合。
 - ③ 会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合。
 - ④ 物品の販売等（買い取りを含む）を行う場合。
- 「金銭の動き 無し」
- ⑤ 入場料等を徴収しない興行等（無料相談会等を含む）。
 - ⑥ 商品・事業説明会、研修、会議、撮影などの業務（企業）活動。
 - ⑦ 会社説明会、仕事説明会、面接、採用試験などの求人活動。
 - ⑧ その他企業・事業活動での利用の場合。

★その他の団体・個人 … 金銭のやり取りを伴う利用をする場合、営利加算の対象となります。

- 「金銭の動き 有り」
- ① 来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合。
 - ② 出演者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合。
 - ③ 会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合。
 - ④ 物品の販売等（買い取りを含む）を行う場合。

【金銭のやり取りを伴う利用ではあるものの、以下の場合は営利加算の対象外となります】

- ・ ③の利用で、徴収する会費等が施設使用料の2倍の範囲内である場合。
※事業計画書の提出が必要です。
- ・ サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合。
- ・ 大会や発表会等で参加費を必要とするものの、入場料を徴収しない場合。